

アルバイトについてのアンケート

愛知学院大学学生課・法務支援センター

問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。(例:コンビニ、居酒屋、学習塾、スーパー……、複数経験の場合は1つだけ書いてください。)

()

問2 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

- 1 働く前に具体的な説明はなかった(求人情報のみを含む)
- 2 働く前に口頭で知らされた(労働条件が記載された書面はなかった)
- 3 働く前に会社から労働条件が記載された書面を見せられ、知らされた(書面は見せてもらえたが持ち帰ることはできなかった)
- 4 働く前に会社から労働条件が記載された書面を渡され、知らされた(書面を持ち帰ることができた)

問3 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。(複数回答可)

- 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた
- 採用時に合意した以上のシフトを入れられた
- 一方的に急なシフト変更を命じられた
- 一方的にシフトを削られた
- 実際に働いた時間の管理がされていない(例えばタイムカードに打刻した後に働くされたなど)
- 賃金が支払われなかつた(□全額 □残業分 □その他())
- 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかつた
- 時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかつた
- 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかつた
- 給与明細書がもらえなかつた
- その他()
- 労働条件上の不当な扱いはなかつた

問4 アルバイトによって、授業に出席できないことがありましたか。

- ない
- ある

問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できないことがありましたか。

- ない
- ある

(裏面に続きます)

問5 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。（どうしますか。）

(複数回答可)

- 知人・友人、家族に相談した
- 学校や職場の先輩に相談した
- 同僚に相談した
- 専門の相談窓口に相談した
 - (□労働基準監督署等 □自治体 □その他 ())
- インターネットで調べた
- 自分で会社との話し合いの機会を持った
- そのアルバイトを辞めた
- 何もしなかった
- その他 ()

問6 法律で決められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。(複数回答可)

- 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある
- アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある
- アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある
- アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある
- アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない
- 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない
- 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。
- アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない
- アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない
- 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日分以上）を払わなければならない
- アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある
- アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる
- 何も知らない

ご協力ありがとうございました。

アルバイトアンケート集計結果

回答者数：日進キャンパス 88名 名城公園キャンパス 16名

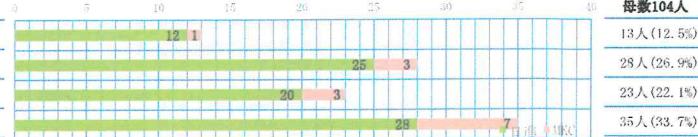
実施日：2018.09.24～09.28 交通安全講習会

問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何处ですか。（例：コンビニ、居酒屋、学習塾、スーパー…、複数経験の場合は1つだけ書いてください。）

ガソリンスタンド、コンビニ、花屋、薬局、カラオケ、居酒屋、新聞配達、スーパー、携帯販売、売店、焼肉屋、ファミリーレストラン、飲食店、派遣、モスバーガー、スマシングスクール、ファーストフード、古本屋、バッティングセンター、パン屋、ラーメン屋、ホテル、アパレル、パチンコ、家庭教師、寿司屋、引越し、小売店、キッチン、雑貨屋、イタリアンレストラン、自動車教習所、梶原作業、ケーキ屋、カフェ、鉄道（回答者の内にはアルバイト経験のない者含む）

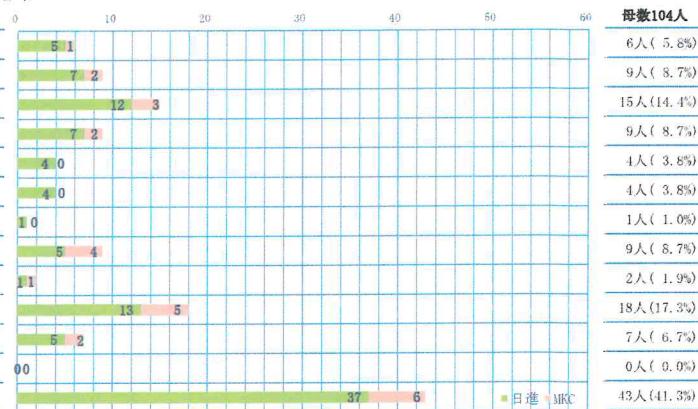
問2 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどういうふうに知りましたか。

- 具体的な説明はなかった（求人情報のみを含む）
- 口頭で知られた（労働条件記載書面はなし）
- 労働条件記載書面を見せられ、知られた（書面持帰り不可）
- 労働条件記載書面を渡され、知られた（書面持帰り可）



問3 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。（複数回答可）

- 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた
- 採用時に合意した以上のシフトを入れられた
- 一方的に急なシフト変更を命じられた
- 一方的にシフトを削られた
- 実働時間の管理が不適切（タイムカード打刻後の労働等）
- 賃金が支払われなかつた
- その他（上記支払われなかつた賃金の種類）
- 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかつた
- 時間外・休日・深夜労働の割増賃金が支払われなかつた
- 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかつた
- 給与明細書がもらえなかつた
- その他
- 労働条件上の不当な扱いはなかつた



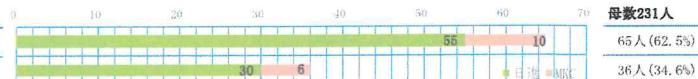
問4 アルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか。ある場合は、具体的に状況を記載してください。

- ない
- ある



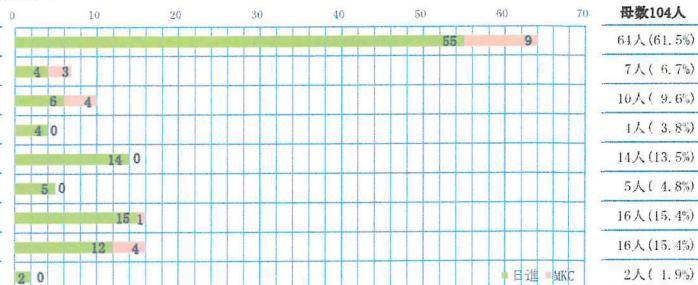
問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できなことがありますか。

- ない
- ある



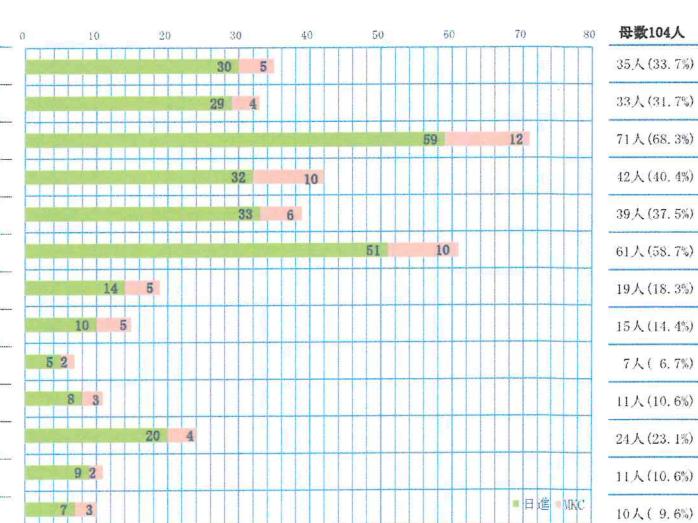
問5 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。（どうしますか？）（複数回答可）

- 知人・友人・家族に相談した
- 学校や職場の先輩に相談した
- 同僚に相談した
- 専門の相談窓口に相談した
- インターネットで調べた
- 自分で会社との話し合いの機会を持った
- そのアルバイトを辞めた
- 何もしなかった
- その他



問6 法律で決められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。（複数回答可）

- 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある
- アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある
- アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある
- アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある
- アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決算の日に支払われなければならない
- 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない
- 事業主は規制違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない
- アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない
- アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（J36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない
- 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日前以上前に予告するか、解雇予告手当平均賃金の30日分以上）を払わなければならぬ
- アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある
- アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる
- 何も知らない



アルバイト・アンケートの集計結果（2015年度厚労省調査との比較）

(2018年9月24日～28日交通安全講習会参加者への実施分：集計数104名)

愛知学院大学学生課・法務支援センター

	厚労省	愛知学院
問2 アルバイトをする際、労働条件をどのように知ったか。	母数 1961	母数 104
□ 1 具体的な説明はなかった（求人情報のみを含む）	374(19.1)	13(12.5)
□ 2 口頭で知らされた（労働条件記載書面はなし）	432(22.0)	28(26.9)
□ 3 労働条件記載書面を見せられ、知らされた（書面持帰り不可）	346(17.8)	23(22.1)
□ 4 労働条件記載書面を渡され、知らされた（書面持帰り可）	809(41.3)	35(33.7)
問3 アルバイトで次のようなことがあったか。（複数回答可）	母数 1961	母数 104
□ 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	263(13.4)	6(5.8)
□ 採用時に合意した以上のシフトを入れられた	291(14.8)	9(8.7)
□ 一方的に急なシフト変更を命じられた	287(14.6)	15(14.4)
□ 一方的にシフトを削られた	231(11.8)	9(8.7)
□ 実働時間の管理が不適切（タイムカード打刻後の労働等）	150(7.6)	4(3.8)
□ 賃金が支払われなかつた	27(1.4)	4(3.8)
□ その他		1(1.0)
□ 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかつた	266(13.6)	9(8.7)
□ 時間外・休日・深夜労働の割増賃金が支払われなかつた	105(5.4)	2(1.9)
□ 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかつた	173(8.8)	18(17.3)
□ 給与明細書がもらえなかつた	163(8.3)	7(6.7)
□ その他		0(0.0)
□ 労働条件上の不当な扱いはなかつた	1015(51.8)	43(41.3)
問4-1 アルバイトによって、学業に支障が出た経験があるか。	母数 1000	母数 104
□ ない	822(82.2)	96(92.3)
□ ある	178(17.8)	5(4.8)
問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できないことがありましたか。		母数 104
□ ない		65(62.5)
□ ある		36(34.6)
問5 困ったことがあった場合、どうしたか。（複数回答可）	母数 1000	母数 104
□ 知人・友人、家族に相談した	556(55.6)	64(61.5)
□ 学校や職場の先輩に相談した	96(9.6)	7(6.7)
□ 同僚に相談した	57(5.7)	10(9.6)
□ 専門の相談窓口に相談した	16(1.6)	4(3.8)
□ インターネットで調べた	101(10.1)	14(13.5)
□ 自分で会社との話し合いの機会を持った	28(2.8)	5(4.8)
□ そのアルバイトを辞めた	107(10.7)	16(15.4)
□ 何もしなかつた	101(10.1)	16(15.4)
□ その他		2(1.9)

問6 労働条件に関して、知っていることは何か。(複数回答可)	母数 1000	母数 104
<input type="checkbox"/> 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある	475(47.5)	35(33.7)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある	414(41.4)	33(31.7)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある	565(56.5)	71(68.3)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある	427(42.7)	42(40.4)
<input type="checkbox"/> アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない	435(43.5)	39(37.5)
<input type="checkbox"/> 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない	641(64.1)	61(58.7)
<input type="checkbox"/> 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。	222(22.2)	19(18.3)
<input type="checkbox"/> アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない	248(24.8)	15(14.4)
<input type="checkbox"/> アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない	128(12.8)	7(6.7)
<input type="checkbox"/> 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日分以上）を払わなければならない	214(21.4)	11(10.6)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、仕事によるけがは労災保険を使う必要がある	323(32.3)	24(23.1)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる	264(26.4)	11(10.6)
<input type="checkbox"/> 何も知らない	129(12.9)	10(9.6)

アルバイトアンケート分析の結果 2018

文責 岩井羊一

1 労働条件の明示

労働条件通知書を交付されていない者は、61.5%であり、2017年の56.3%をうわまわった。

具体的な説明がなかったという者は12.5%あり、これは2017年の12%とほぼ変わらない。具体的な説明がなかったというものであった。また、口頭で知らされただけの者も22.1%あり、2017年の23%と変わらない。これらの者は十分な労働条件を知らされていない可能性が高い。

2 労働条件について

不当な扱いがなかったと答えている者が41.3%であり、2017年の47.1%よりさらに少なくなった。反対に58.7%の者が何らかの不当な扱いを受けたと回答している。2017年の52.9%より増加傾向にある。

最も多いのは、「1日に労働時間が6時間を超えて休憩時間がなかった。」の17.3%であり、2番目に多いのが「一方的にシフトを削られた」の14.4%、3番目に多いのが、「採用時に合意した異常のシフトを入れられた」と「準備や片付けの時間に賃金が支払われなかつた」の9%であった。2017年では、最も多いのが「一方的にシフトを削られた」16.5%、2番目「採用時に合意した以上のシフトを入れられた」14.7%、3番目「1日に労働時間が6時間を超えて休憩時間がなかつた」10.4%であるが、若干の傾向の変化があった。それほど大きな変化ではないが、休憩時間や準備片付けの時間も労働時間だという認識が広まっていると考えたい。

3 学業に支障が生じた

生じたと回答する者は4.8%と、2017年の2.2%より増加している。

深刻に受け止める必要がある。

3-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できない

学業に支障が生じたと回答する者が4.8%であったが、アルバイトによって、授業中疲れて収集できないことがあったと回答した者は34.6%もあった。

「学業に支障」という聞き方ではわからなかつたアルバイトの実態が現れている。

4 困ったときの相談先

「知人・友人、家族」が61.5%と最も多く、その次に多かつたのは「何もしなかつた」の15.4%と「アルバイトを辞めた」が15.4%であった。2017年と傾向は変わらない。

なお、「専門の相談窓口に相談した」は3.8%と昨年の0.4%よりは多くなつたが、まだ少ない。

1人で抱え込まずに身近な者に相談したり、アルバイトを辞めるなど、適切な行動をとられているが、専門の相談窓口に相談する数はもっと増えても良いと考えられる。相談しやすい窓口の設置と啓発が求められる。

5 法定労働条件の認識

法定労働条件の認識が低かったのは36協定の締結・届け出（6.7%、2017年9%）で、解雇予告（10.6%、2017年17.7%）、アルバイト代の引き下げ禁止（14.4%、2017年26.4%）、減給制裁の禁止（18.3%、2017年27.3%）である。

認識が高かったのは、休憩時間の付与（68.3%、2017年67.1%）、最低賃金（58.7%、2017年60.6%）、アルバイトでも割増賃金を支払う必要がある（40.4%）である。2017年は、賃金の全額支払い（45.9%）が3番目であった。

平成27年の厚生労働省の調査と同様であるし、昨年とも傾向は変わらない。

解雇予告、アルバイト代の引き下げ、減給制裁などはよく相談される事項であり、問題をはらんでいる。

傾向が変わらないということから、啓発活動は更に必要であると考えられる。